

対法務当局

施設課 作成

令和7年12月16日(火)参・法務委 小林さやか議員(国民)

7問 子育て期の裁判官や検察官が異動をする際、異動先の住宅(官舎)を提示する時期としてどのような配慮を行っているのかについて、法務当局に問う。

- (先ほどお答えしたとおり、) 未就学児童などの幼い子を養育している検事に対しては、次年度の異動先に関する情報提供を可能な限り早期に行うよう配慮しており、これに伴って、宿舎についても当該情報提供後、速やかに提示することとしている。

(参考)

- ・ 未就学児童などの幼い子を養育している検事に対する次年度の異動先に関する情報提供を行う時期は、12月上旬(5問参照)
- ・ その他の検事に対する情報提供を行う時期は1月上旬
- ・ いずれの検事に対しても、宿舎提示は1月下旬